



医政発 1005 第 2 号

平成 30 年 10 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会の開催指針について

理学療法士及び作業療法士の臨床実習については、「理学療法士・作業療法士養成施設カリキュラム等改善検討会報告書」(平成 29 年 12 月 25 日)において、その実施方法や設定方法などが学校養成施設や臨床実習施設によって様々であることや、臨床実習時間外に恒常的な課題を行うなど学生にとっても大きな負担となっていることから、理学療法士及び作業療法士の質の向上のため、臨床実習の在り方を見直すことや、学校養成施設や臨床実習施設における教育の質の向上についても求められたところである。

今般、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和 41 年 3 月 30 日文部省・厚生省令第 3 号)、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン(平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 28 号厚生労働省医政局長通知)(以下「ガイドライン」という。)の一部改正に伴いガイドラインの 8 (1) に規定する「臨床実習指導者講習会」の開催指針を定めたので、内容をご了知の上、関係者等に周知願いたい。